士幌町ハチの巣駆除費助成金交付要綱

（目的）

第１条　この要綱は、町民等に対してハチの巣の駆除に要した費用の一部を助成することにより、その負担を軽減するとともに、早期発見早期駆除を促進し、もって町民の安全確保を図ることを目的とする。

（定義）

第２条　この要綱において「ハチ」とは、スズメバチその他人に危害を及ぼすおそれのあるハチとする。

（助成対象）

第３条　助成金の交付を受けることができる者は、次の各号に掲げる要件をすべて満たすものとする。ただし、町長が特に必要と認めた場合は、この限りでない。

（１）町内においてハチが営巣している建物又は土地を所有する個人若しくは賃借する個人であること。（管理者が管理している場合を除く。）

（２）駆除業者（ハチ等の駆除を業とする業者をいう。）によりハチの巣を駆除すること。

（助成金の額）

第４条　助成金の額は、３，０００円とする。ただし、同時に２個以上の営巣を駆除した場合は、２個目以降の営巣１個に付き１，５００円を加算した額とする。

（対象となる期間及び申請期限）

第５条　ハチの巣の駆除対象とする期間は、４月１日から１２月３１日までとする。

２　会計年度を超えて助成金の申請をすることはできない。

（助成金の交付申請）

第６条　助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、巣の駆除後に、士幌町ハチの巣駆除費助成金交付申請書兼請求書（様式第１号）に、士幌町ハチの巣駆除費領収書兼作業証明書（様式第２号）を添えて、町長に申請するものとする。

（助成金の交付決定）

第７条　町長は、前条の規定により申請された助成金交付申請書を審査し、助成金の交付要件に適合すると認めるときは、助成金の交付額を確定し、士幌町ハチの巣駆除費助成金交付決定通知書（様式第３号）により申請者に通知する。

（助成金の返還）

第８条　町長は、偽りその他不正な手段により助成金の交付を受けた者に対して、その全額又は一部を返還させることができる。

（その他）

第９条　この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附　則

この訓令は、平成２９年４月１日から施行する。